

摂関政治と国風文化

1. 律令体制の変質と摂関政治

①東アジア世界の動揺－9C後半から10Cの対外関係

*新羅との関係の悪化－新羅海賊船事件－神国思想【資料1】

→遣唐使の中止(894)

*諸国の興亡

唐の滅亡(907)→宋の建国(960)

新羅の滅亡(935)→高麗

渤海の滅亡(926)→遼(契丹)

②延喜の国政改革と田堵の登場

*9C後半－律令に基づく支配の行き詰まり

現実的な政策で克服←前回の「富豪百姓」と「国例」など

政治路線をめぐる対立 藤原時平と菅原道真

*延喜の荘園整理令(902)－最終決着…時平の主導【資料2】

班田制、戸籍・計帳に基づく支配などの放棄

六国史・皇朝十二銭・格式など国家事業の終焉【資料3】

宇多・醍醐の時期、摂関不設置－延喜・天曆の治(天皇制史観?)

*藤原忠平の改革－土地支配への転換

すべての耕地を「公田」に

公田を田堵(富豪百姓)に請け負わす(耕作と納税)←「国例」の実質化

「負名」(ふみょう)【資料4】

荘園－公田を1枚ごとに免除(免田＝不輸権)→領域性は弱い

③武士の登場と職能

*承平・天慶の乱

平将門－桓武平氏の関東土着【資料5】

935：一族間の所領争い→939：関東を制圧、「新皇」を称す

→940：平貞盛・藤原秀郷らに敗北

藤原純友－伊予国の国司(3等官)

936：反乱→大宰府などを襲う→941：源経基らに敗北

鎮圧者一族が武士として登用される 平貞盛＝伊勢平氏 源経基＝源氏の祖

追捕使・押領使、のちに検非違使→大武士団へ

*問題は、なぜ将門一族は関東に土着したのか?

*武士の職能 【資料10】

騎射と合戦

④摂関政治の展開

- * 藤原忠平－朱雀天皇の摂政・関白
 - * 安和の変（969－源高明の排斥）以後、摂関常置へ
 - * 藤原道長の権力掌握－摂関政治全盛の時代へ
- 旧来の「政所政治論」は否定→太政官政治：陣定

⑤地方支配の強化と抵抗

- * 地方支配を国司に一任→国司（受領）の権限の強化
- 成功や重任（売官）、遙任国司
- 「受領は倒る所に土をもつかめ」（『今昔物語集』）【資料6】
- * 国司苛政愁訴闘争の頻発－代表：「尾張国郡司百姓等解」（988）【資料7】

2, 国風文化

①国風文化の繁栄

- * 前提：9C後半、新羅問題→排外主義・神国思想【資料1】
- 承和の遣唐使
- ――→日本への関心・本朝意識【資料8】
- 日本的知識の集成 ・菅原道真『類聚国史』、源順『和名類聚抄』など
- 漢文による初級教科書 ・「口遊」「三宝絵」・「日本往生極楽記」（慶滋保胤）
- * かな文学の隆盛
- ・和歌＝「古今和歌集」・「六歌仙」
- ・物語・日記・随筆＝「源氏物語」・「土佐日記」・「枕草子」
- ・書道＝三蹟

②浄土信仰の広がり

- * 背景：都市生活にともなう飢饉・災害・戦乱←消費を主とする人びとの恐怖
- 末法思想の流行（1052年、末法へ、正法・像法・末法）
- * 展開：10C中頃、空也の布教－念仏
- 11C後半、源信『往生要集』→日本的価値に基づく教典の集成
- 慶滋保胤「日本往生極楽記」
- * 浄土教芸術
- 阿弥陀堂建築＝平等院鳳凰堂、
- 阿弥陀如来像＝定朝様式・寄木造
- 来迎図＝高野山聖衆来迎図

③平安時代の生活文化

- * 排外主義と本朝意識→「うちむき」の政治
- 先例を重んじる風潮→儀式書＝日本的年中行事・日記
- 「年中行事障子」（藤原基経、9C末）、
- 「九条年中行事」（藤原師輔、10C中頃、
- 「小野宮年中行事」（藤原実資、11C前半）
- 日本独特の価値観＝触穢思想→「血の穢れ」＝「非人」、女性差別【資料9】

【資料2】「延喜莊園整理令」官符一覽

- 延喜2年3月12日・13日太政官符の内容
- 1 班田はんてんを勤行すべき事 (13日)
 - 2 田租は穎いん (稻の穂) で徴するを禁止すべき事 (同前)
 - 3 調庸てうようの精好せいこうなるべき事 (同前)
 - 4 交替は一度の延期を聽すべき事 (同前)
 - 5 前司の時破損せる官舎・駅家・器械きぎ (太刀・弓矢などの武器)・池溝・国分二寺 (国分寺と国分尼寺)・神社を修造すべき事 (同前)
 - 6 (内膳司の) 臨時御厨ごくりやう (天皇家・神社の供御料所) ならびに諸院諸宮王臣家の御厨を停止すべき事 (12日)
 - 7 勅旨開田ならびに諸院諸宮および五位以上、百姓田地舍宅を買い取るを停止すべき事 (13日)
 - 8 諸院諸宮王臣家、民の私宅を仮りて莊家と号し、稻穀物を貯積するを禁断すべき事 (同前)
 - 9 諸院諸宮および王臣家、山川藪沢を占固するを禁制すべき事 (同前)

名称	鑄造年
和同開珎	708(和銅元)
万年通宝	760(天平宝字4)
神功開宝	765(天平神護元)
隆平永宝	796(延暦15)
富寿神宝	818(弘仁9)
承和昌宝	835(承和2)
長年大宝	848(嘉祥元)
饒益神宝	859(貞觀元)
貞觀永宝	870(貞觀12)
寬平大宝	890(寬平2)
延喜通宝	907(延喜7)
乾元大宝	958(天徳2)

【資料3】「六国史」「皇朝十二銭」一覽

▲皇朝十二銭

書名	巻数	記載内容	完成年・天皇	撰集者
日本書紀	30	神代～持統天皇	720(養老4)年・元正	舎人親王ら
続日本紀	40	文武～桓武天皇	797(延暦16)年・桓武	菅野真道・藤原繼縄ら
日本後紀	40	桓武～淳和天皇	841(承和8)年・仁明	藤原緒嗣ら
続日本後紀	20	仁明天皇	869(貞觀11)年・清和	藤原良房・藤原春澄ら
日本文徳天皇実録	10	文徳天皇	879(元慶3)年・陽成	藤原基経ら
日本三代実録	50	清和～光孝天皇	901(延喜元)年・醍醐	藤原時平・菅原道真ら

▲六国史

○十四日丁酉遣使者於伊勢大神宮奉幣告文曰。天皇我詔旨。掛畏岐伊勢乃度會宇治乃五十鈴乃河上乃下都磐根尔大宮柱廣敷立。高天乃原尔千木高知天。稱言竟奉留天照坐皇大神乃廣前尔。恐美恐毛申賜止申久。去六月以來。大宰府度々言上多良。新羅賊舟二艘筑前國那珂郡乃荒津尔到來天豊前國乃貢調船乃絹綿乎掠奪天逃退多利。又應樓兵庫等上尔。依有大鳥之恠天下求尔。隣國乃兵革之事可在止卜申利。又肥後國尔地震風水乃灾有天。舍宅悉仆顛利。人民多流亡多利。如此之灾比古來未聞止。故老等毛申止言上多利。然間尔。陸奥國又異常奈地震之灾言上多利。自餘國々毛。又頗有伴灾止言上多利。傳聞。彼新羅人波我日本國止久岐世時利。相敵美來多利。而今入來境内天。奪取調物天。無懼沮之氣。量其意况尔。兵寇之萌自此而生加。我朝久無軍旅久專忘警備多利。兵乱之事尤可慎恐。然我日本朝波所謂神明之國奈。神明之助護利賜波。何乃兵寇加可近來岐。况掛毛畏岐皇大神波。我朝乃大祖止御座天。食國乃天下乎照賜比護賜利。然則他國異類乃加侮致亂岐事乎。何曾聞食天。驚賜比拒却介賜波在平。故是以王從五位下弘道王。中臣雅樂少允從六位上大中臣朝臣冬名等乎差使天。礼代乃大幣帛違。忌部神祇少祐從六位下齋部宿祢伯江加弱肩尔太繼取懸天。持齋令捧持天奉出給布。此狀乎平介聞食天。假令時世乃禍乱止之上。件寇賊之事在倍物奈利。掛毛畏皇大神國內乃諸神達乎唱導岐賜天未發向之前尔。沮拒排却賜倍。若賊謀已熟天。兵船必來在波。境内尔入賜之。逐還漂没女賜天。我朝乃神國止畏憚礼來。故實乎澆多之失比賜奈。自此之外尔。假令止之天。夷俘乃逆謀叛乱之事。中國乃兵賊難之事。又水旱風雨之事。疫癘飢饉之事尔至万天。國家乃大禍。百姓乃深憂毛止可在良平。皆悉未然之外尔。拂却鎮滅之賜天。天下无躁驚久。國內平安尔。鎮護利救助賜比皇御孫命乃御體乎。常磐堅磐尔与天地日月共尔。夜護畫護尔護幸倍矜奉給倍。恐美恐毛申賜止申。

三の君の夫は、^出羽権介田中豊益、偏に耕農を業と為して、更に他の計なし。数町の戸主、大名の田堵なり。兼ねて水旱の年を想ひて鋤・鍬を調へ、暗に腴え迫せる地を度りて馬把・犁を繕ふ。或は堰塞・堤防・溝渠・畔畷の忙に於て、田夫農人を育ひ、或は種蒔・苗代・耕作・播殖の營に於て、五月男女を勞るの上手なり。作るところの種種・粳糯・苧穎、他人に勝れ、春法毎年に増す。しかのみならず、藺島に蒔くところは麦・大豆・大角豆・小豆・粟・黍・蕎麥・胡麻、員を尽して登熟す。春は一粒をもて地面に散すといへども、秋は万倍をもて蔵の内に納む。凡そ東作より始めて西収に至るまで、聊も違ひ誤ることなし。常に五穀成熟、稼穡豊贍の悦を懷きて、いまだ早魃・洪水・蝗虫・不熟の損に会はず。検田收納の厨、官使通送の饗、更に遁避するところなし。いはむや地子・官物・租米・調庸・代稻・段米・使料・供給・土毛・酒直・種蒔・営料・交易・佃・出挙・班給等の間に、いまだ束把合夕の未進を致さず。そもそも輪税贍課の民の烟たること拙しといへども、遮莫いまだ困み歎ひ乞ひ索むる貧しき家には若かし。

中君の夫は、天下第一の武者なり。合戦・夜討・馳射・待射・照射・歩射・騎射・笠懸・流鏑馬・八的・三々九・手挾等の上手なり。或は甲冑を被、弓箭を帶し、干戈を受け、太刀を用ひ、旌を靡かし楯を築き、陣を張り兵を従ふるの計、寔に天の与へたるの道なり。手聞き心猛くして、合戦の庭に臨むごとに、常に勝利の名を得たり。会稽の時に至りて、いまだ風降の思を取らず。養由が弓の能を具し、解烏が靱の徳あり。寔に一人当千と謂ひつべし。姓名を知らず、字は元、名は勲藤次と云云。

受領ハ倒ル所ニ土ヲツカメ

信濃守藤原陳忠御坂①ニ落ち入ル語第卅八

今ハ昔、信濃ノ守藤原ノ陳忠ト云フ人アリケリ、任国ニ下テ国ヲ治テ任畢ニケレバ、上ケルニ御坂ヲ越ル間ニ、多ノ馬共ニ荷ヲ懸ケテ、人ノ乗タル馬員知レズ次ギテ行ケル程ニ、多ノ人ノ乗タル中ニ、守ノ乗タリケル馬シモ、懸橋③ノ鉞④ノ木ヲ後足ヲ以テ踏折テ、守逆様ニ馬ニ乗乍ラ落入ヌ。底何ラ許トモ知レヌ深ナレバ、守生テ有ルベクモナシ。(中略) 数ノ人懸リテ絡上タルヲ見レバ、守旅籠⑤ニ乗テ絡上ラレタリ。守片手ニハ繩ヲ捕ヘ給ヘリ。今片手ニハ平茸⑥ヲ三総許持テ上リ給ヘリ。引上ツレバ懸橋ノ上ニ居エテ、郎等共喜合テ、抑モ此ハ何ゾノ平茸ニカ候ゾト問ヘバ、守ノ答フル様、落入ツル時ニ馬ハ疾ク底ニ落入ツルニ、我レハ送レテ⑦フタメキ⑧落行ツル程ニ、木ノ枝ノ滋ク指合タル上ニ不意⑨ニ落懸リツレバ、其ノ木ノ枝ヲ捕ヘテ下ツルニ、下ニ大キナル木ノ枝ノ障ツレバ、其レヲ踏ヘテ大キナル膝ノ枝ニ取付テ、其レヲ抱カヘテ留リタリツルニ、其ノ木ニ平茸ノ多ク生タリツレバ見棄難クテ、先ヅ手ノ及ビツル限り取テ、旅籠ニ入レテ上ツル也。未ダ残りヤ有ツラム。云ハム方ナク⑩多カリツル物カナ。極キ⑪損ヲ取ツル物カナ。極キ損ヲ取ツル心地コソスレト云ヘバ、郎等共現ニ御損ニ候ナド云テ、其ノ時ニゾ集テ散ト咲ヒニケリ。守、僻事⑫ナ云イソ。汝等ヨ宝ノ山ニ入テ手ヲ空シクシテ返タラム心地ゾスル。受領⑬ハ倒ル所ニ土ヲ摺メ⑭トコソ云ヘト云ヘバ、長立タル御目代⑮、心ノ内ニハ極ク慥シト思ヘドモ、現ニ然カ候フ事也。(中略) ナド云テゾ、忍テ已等ガドチ咲ヒケル。此レヲ思フニ、然許ノ事ニ値テ、肝心ヲ迷ハサズシテ、先ヅ平茸ヲ取テ上ケム心コソ糸⑯ムク付ケ⑰レ、増シテ便宜有ラム物⑱ナド取ケム事コソ思ヒ遣ルレ。此レヲ聞ケム人争ニ⑲慥ミ咲ケルトナム語り伝ヘタルトヤ。

〔今昔物語集〕

- ①御坂 東山道の官道で美濃から信濃に越える峠。今の神坂峠
- ②懸ケ 在任中に農民から徴収した財宝を馬に積んだのである。
- ③懸橋 險阻な崖などに板などを渡した橋
- ④鉞 端(はた)の意か。
- ⑤旅籠 旅行用の宿籠
- ⑥平茸 きこの一種
- ⑦送レテ 遅れての意
- ⑧フタメキ びっくりしての意
- ⑨不意 思いがけなく。
- ⑩云ハム方ナク いいようのないほど。多いこと
- ⑪極キ たいへんな。ひどい。
- ⑫僻事 げにの意。まことに。
- ⑬散ト ざつと。
- ⑭受領 任国に赴任している国守
- ⑮摺メ 転んでもただでは起きないくらいあらゆる機会をつかんで私利をたくましくするの意。
- ⑯御目代 現地で国司の代理をする者
- ⑰糸 意。まことに。
- ⑱ムク付ケ あさましい。
- ⑲物 農民から取りたてる便宜のあるもの。
- ⑳争ニ 争いに。

【資料9】『延喜式』「臨時祭」

【資料8】本朝意識を示す文献

【資料7】「国司苛政上訴」の例

【資料5】「桓武平氏」系図

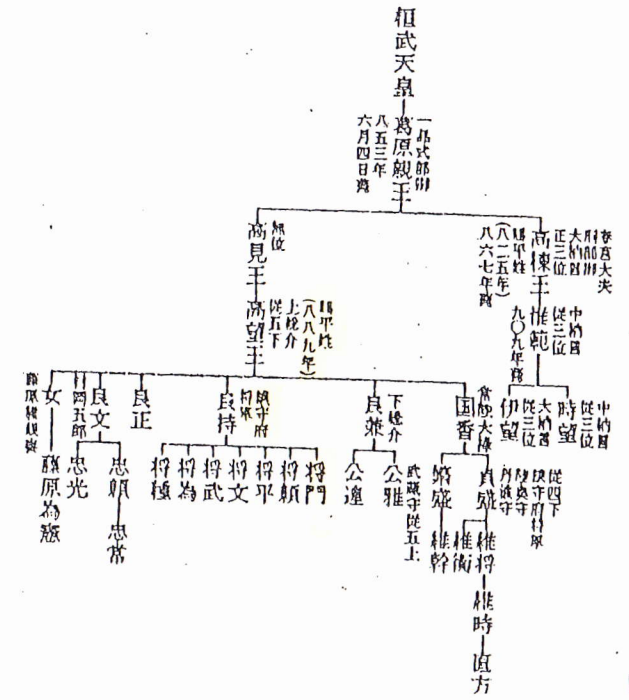
凡觸穢惡事^{ツレキカ}、應忌者、人死限卅日^{自葬日}、始計^{始計}、産七日、六畜死五日、産三日^{爲非其喫}、宍三日^{此宜非常忌之、但當祭時、餘司皆忌}。
 凡弔喪、問病、及到山作所、遭三七日法事者、雖身不穢、而當日不可^入入内裏。
 凡改葬及四月已上傷胎、並忌卅日、其三月以下傷胎忌七日。
 凡祈年、賀茂、月次、神嘗、新嘗等祭前後散齋之日、僧尼及重服奪情從公之輩、不得^入入内裏、雖輕服人、致齋并散齋之日、不得^入入、自餘諸祭齋日、皆同此例。
 凡縁無服^{忌時}、餽暇者、限日未滿、被召^入入者、不得^預預祭事。
 凡宮女懷妊者、散齋日之前退出、有月事者、祭日之前、退下宿處、不得^上上殿、其三月、九月潔齋、預前退^出出宮外。
 凡甲處有穢、乙入其處^{前發處}、乙及同處人皆爲穢、丙入乙處、只丙一身爲穢、同處人不爲穢、乙入丙處、人皆爲穢、丁入丙處、不爲穢、其觸^死、死葬之人、雖非神事月、不得^入入、著諸司并諸衛陣及侍從所等。

表3 本朝意識を示す文献

書名	編・著者	成立年代
日本国見在書目録	藤原佐世	八九一年頃
本草和名	深根輔仁	九〇一〜二二年
倭名類聚抄	源順	九三〇年頃
日觀集	大江維時	九四七〜五六年
扶桑集	紀齊名	九九五〜九九九年
本朝麗藻	高階積善	一〇一〇年頃
本朝文粹	藤原明衡	一一世紀前半

国司苛政上訴例

撰関	国名	処分	備考
天延2	兼通	尾張 守解任	守が介を殺害した事件
永延2	兼家	尾張 守解任	
長保元	道長	淡路 守解任	
2	"	" 守解任	
3	"	大和 不明	
寛弘4	"	因幡 守解任	
5	"	尾張 不明	百姓対問に不参上
6	"	" 不明	
長和元	"	加賀 不問に付す	
"	"	" 不明	上訴のあと善状が出されたため
寛仁元	頼通	尾張 守解任?	
"	"	" 不明	
3	"	丹波 不問に付す	この年道長死
治安3	"	但馬 守解任後復任	
"	"	伯耆 不受理	夜間放呼
4	"	" 不明	
万寿3	"	伊勢 不明	直訴
4	"	1027 " 不明	
5	"	1028 " 不受理?	
長元2	"	1029 " 不明	
9	"	1036 " 不明	
長暦2	"	1038 " 不明	
長久元	"	1040 " 不明	
"	"	" 不明	
2	"	1041 " 不明	



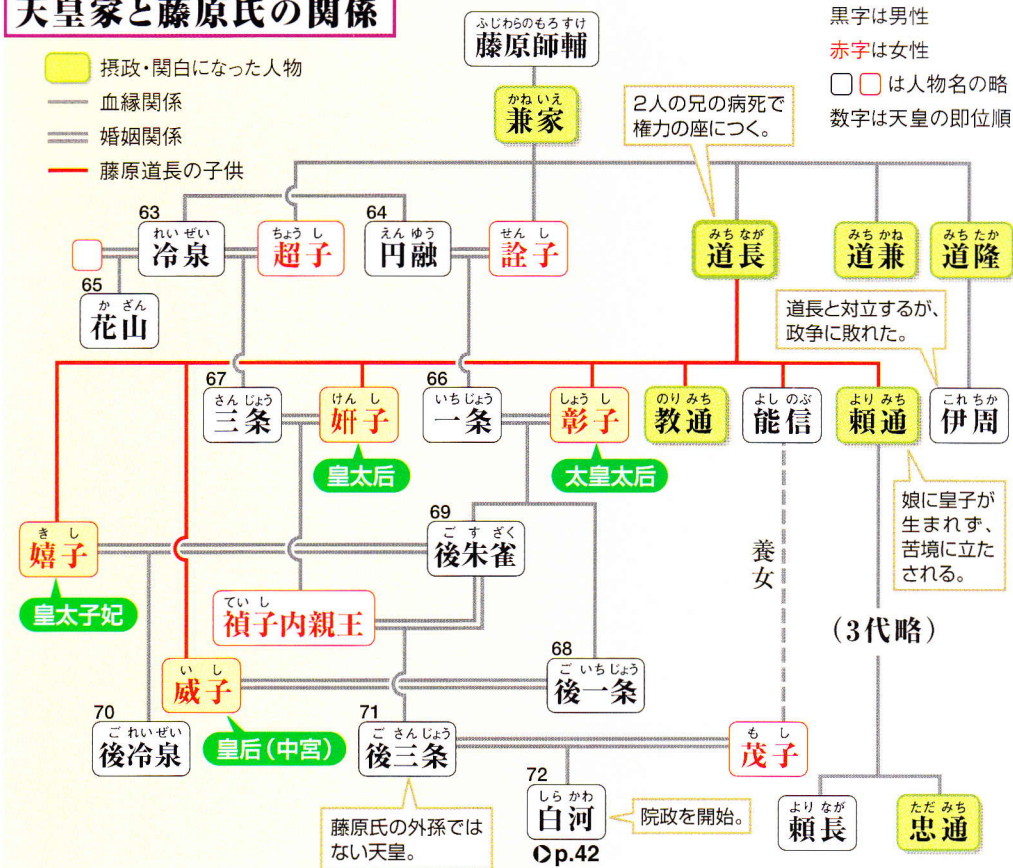
「欠けない満月」 藤原道長の絶頂

天皇の外戚になり地位を確立した藤原氏は、道長の時代に絶頂期を迎える。得意の道長はその栄華を「欠けることのない満月」と歌った。

天皇家と藤原氏の関係

- 摂政・関白になった人物
- 血縁関係
- 婚姻関係
- 藤原道長の子供

黒字は男性
赤字は女性
□ □ は人物名の略
数字は天皇の即位順



道長の娘が 後の地位を独占!

999年、長女彰子を一条天皇の後宮に入れ、翌年に中宮とした。一条天皇にはすでに第一皇子を産んだ正妻がいたが、道長はあえて一帝二后を承諾させる荒業に出る。

1008年に彰子は敦成親王(のちの後一条天皇)を、翌年には敦良親王(のちの後朱雀天皇)を産んだ。1011年には病床に臥した一条天皇を退位

させ、跡を継いだ三条天皇の皇太子に敦成親王を立てる。そして二女妍子を内内させ、三条天皇の中宮とした。

こうして娘の3人を皇后(中宮)に、1人を皇太子妃にし、後一条天皇の時代には、皇太子妃、皇后、皇太后(前天皇の皇后)、太皇太后(前前天皇の皇后)を道長の娘が独占する。3人の天皇の外祖父となった道長は、30年余りもの間権力を振るい続けた。

1018年、三女威子の立后の祝いの席で道長は、彼の批判者だった藤原実資に向かい「此の世をば 我が世とぞ思ふ 望月の かけたることも 無しと思へば」という即興の歌を詠んだ。得意の絶頂だったのだろう。

藤原道長は まれにみる幸運の持ち主

969年、最高位の左大臣だった源高明が藤原氏の陰謀で大宰府に流される(安和の変)と、藤原氏に対抗できるものはなくなった。

その後は、一族の間で藤原氏トップの座(氏長者)をめぐる争いが繰り広げられる。そのなかで、最終的に勝利を収めたのが藤原道長である。

道長は運のいい男だった。長男でも二男でもなく、普通なら実権を握るのは難しい立場だったが、兄たちは疫病にかかって次々と病死し、朝廷の第一人者となった。しかし、道長が本領を發揮するのは、ここからである。

意外? 関白に ならなかった道長

藤原道長は、1020年に壮大な法成寺を建て、そこで暮らしたことから「御堂関白」ともよばれるが、実は関白になったことはなく、摂政にもわずか1年しか就いていない。

995年、右大臣となった道長は、同時に内覧の宣旨を受け、以後20年もその地位にあった。内覧とは、天皇に見せる文書を先に見ることのできる資格で、事実上の裁決権をもつ。一方、関白は天皇の後見者にすぎないため、道長は名を捨て、実を取ったのだ。

ふじわらのかねいえ
藤原兼家
[929 - 990]

平安時代中期の政治家。道長の父。長兄・伊尹(これただ)の死後、次兄・兼通(かねみち)と撰関の地位をめぐる対立するが敗れ、不遇の時代が続いた。兼通の死後、策謀をもって花山天皇を退位させ、娘の詮子(せんし)が産んだ一条天皇の擁立に成功。986年、念願の摂政に就任した。以後、関白、太政大臣を歴任し、道長の全盛時代の礎をつくった。